

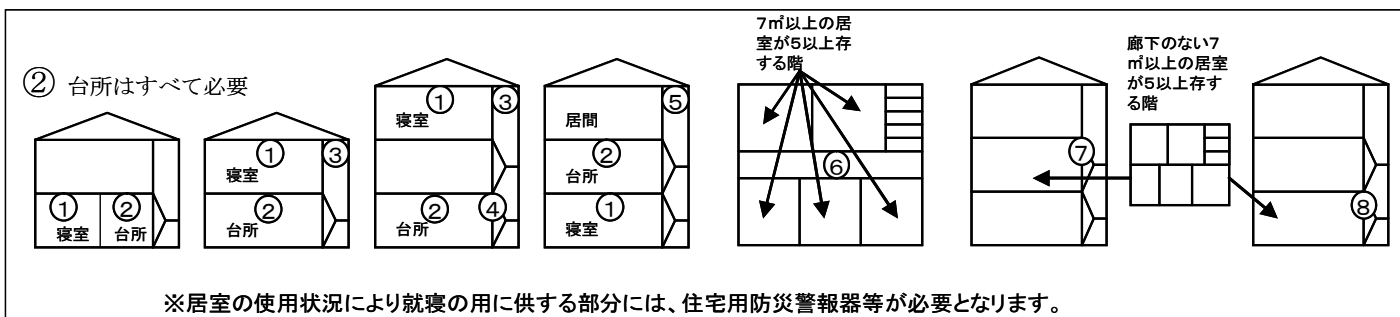
4 住宅用防災警報器等の設置について

住宅の寝室等の天井又は壁に、火災の発生を未然に又は早期に、かつ有効に感知することができるよう規格省令に適合する住宅用防災警報器等を次により設置してください。

(1) 住宅用防災警報器等を設置する部分について

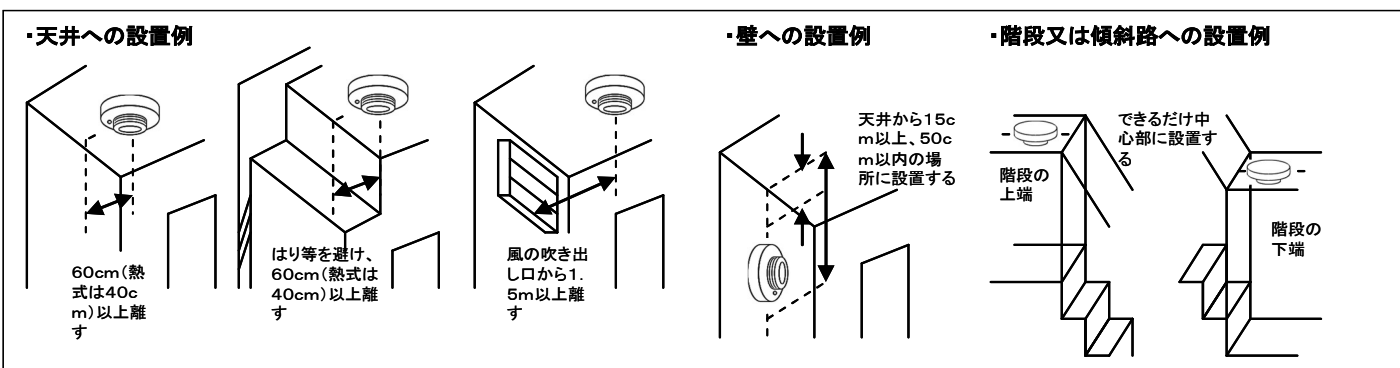
住宅用防災警報器等は以下の住宅の部分（共同住宅、複合用途防火対象物の共有部分を除く。）に設置してください。

- ア 就寝の用に供する居室（下図①）※複数ある場合はその室ごと
- イ 台所（下図②）
- ウ アが存する階（避難階を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。）の上端（下図③）
- エ アが存する階（避難階から上方に数えた階数が2以上の階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器等の感知器が設置されている場合を除く。）（下図④）
- オ アが避難階のみに存する場合にあっては、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が2以上の階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端（下図⑤）
- カ アからオまでにより住宅用防災警報器等が設置されている階以外の階のうち、床面積7㎡以上である居室が5以上存する階の次に掲げるいずれかの住宅の部分
 - (ア) 廊下（下図⑥）
 - (イ) 廊下がない場合、当該階から直下階に通ずる階段の上端（下図⑦）
 - (ウ) 廊下及び直下階がない場合は当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端（下図⑧）



(2) 具体的な設置位置について

ア 住宅用防災警報器等は、煙や水蒸気の滞留するような場所を避け、下図の例により設置してください。



イ 特殊な例

- (ア) 段違い、傾斜、円形、越屋根天井等は最上部に設置してください。ただし、最上部が換気のために供される場合は、その部分を避けて設置してください。
- (イ) 寝室と台所が間仕切り、扉等により区画されていない場合は、寝室と台所の中央付近に設置してください。

(3) 設置場所に適応した住宅用防災警報器等について

住宅用防災警報器等は、次により住宅の部分に応じ、適応するものを選択してください。ただし、台所等は定温式等に代えることができます。

- ア 廊下以外の部分 光電式のもの
- イ 廊下 イオン化式又は光電式のもの

(4) 維持について

- ア 電池を用いるものにあつては、電池切れとなる前に交換してください。
- イ 自動試験機能を有していないものにあつては、交換期限内に交換してください。
- ウ 自動試験機能を有するものにあつては、機能に異常表示などあつた場合は交換してください。

※イオン化式のもの廃棄する際は、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく廃棄方法によってください。詳細はご購入の販売店、製造者にご確認ください。

(5) 免除について

スプリンクラー設備若しくは自動火災報知設備又はこれらと同等以上の性能を有する設備を設置した場合等は、その有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器等を免除できる場合があります。